

令和4年6月24日

保護者 各位

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣
(公印省略)

令和4年6月24日以降の部活動の対応について(通知)

みだしのことについて、新たな「沖縄県対処方針（令和4年6月24日適用）」が適用されております。しかしながら、県内の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、依然として高い状況にあり、引き続き感染拡大防止について努める必要があります。

上記の対処方針の変更を受け、市立小中学校の部活動の対応について見直しを行っております。引き続き、適切な感染症対策を講じた上で、下記の通り実施しますので、宜しくお願いいたします。

記

1. 令和4年6月24日（金）以降の部活動については、地域の感染状況を踏まえ、各競技団体等のガイドラインに則り、下記の点に留意して行うことができる。
 - (1) 平日は2時間程度(早朝練習も含む)、休日は3時間程度(昼食を挟まない)とすること(準備・片付け・ミーティングは含まない)。
 - (2) 県内外での合宿・遠征等の交流については、行わないこと。
 - (3) 県内外の大会やコンクール等の参加については、各団体の感染対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、学校において慎重に検討し、参加の可否について判断を行うこと。
 2. 部活動における留意点
 - (1) 各学校においては、適切な感染症対策を講じ、児童生徒・保護者の意思を最優先した上で活動を行うこと。
 - (2) 健康観察(部活前の健康チェック表(体温測定など)の実施、手洗い・うがい・手指消毒、同居家族等に体調不良者がいない等)の徹底を継続して行うこと。
 - (3) 土日祝日は、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
 - (4) 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講じること。
 - (5) 合同チームによる部活動も上記のとおりとする。
 - (6) 気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を優先し、マスクを外すことを指導すること。
 3. 練習試合については、「活動時間内で行う」、「昼食を挟まない」など、上記1及び2を遵守し、学校同士の連携のもと行うことができる。

○スポーツ少年団の活動につきましても、上記、部活動の対応・留意点に準じた活動について依頼発送します。
- ※上記の対応は令和4年6月24日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時変更の可能性もあり得る旨、御承知おきください。